

○ふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例施行規則

(令和5年3月31日)
規則第5号)

(趣旨)

第1条 この規則は、ふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和59年ふじみ衛生組合条例第4号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(勤務延長)

第2条 管理者は、勤務延長（条例第4条第1項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）を行う場合又は同条第2項の規定により勤務延長の期限を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

2 勤務延長を行う場合又は勤務延長の期限を延長する場合における条例第4条第3項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。同条第4項の規定により勤務延長の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

3 休職、派遣等により身分を保有するが職務に従事しないこととされている職員については、勤務延長を行うことができない。

4 管理者は、勤務延長を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が管理者を異にする職に併任されているときは、当該併任に係る職の管理者にその旨を通知しなければならない。

(職員への周知)

第3条 管理者は、所属の職員に係る定年及び定年退職をすることとなる日を適当な方法によって職員に周知させなければならない。

(勤務延長に係る状況の報告)

第4条 管理者は、毎年5月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の事由及び期限の状況を管理者に対して報告するものとする。

(管理監督職勤務上限年齢による降任)

第5条 管理者は、条例第8条第1項に規定する他の職への降任を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。

(管理監督職への任用の制限の特例)

第6条 管理者は、異動期間（条例第9条第1項に規定する異動期間をいう。次条において同じ。）を延長する場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。条例第11条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合も、同様とする。

2 条例第10条に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

（異動期間の延長に係る状況の報告）

第7条 管理者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を管理者に対して報告するものとする。

（定年前再任用）

第8条 条例第13条の組合規則で定める情報は、定年前再任用（同条の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。）をされることを希望する者についての次に掲げる情報とする。

(1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要なとされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

2 管理者は、定年前再任用を行う場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。

（委任）

第9条 この規則に定めるもののほか、職員の定年の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（勤務延長に関する経過措置）

第2条 第2条及び第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年ふじみ衛生組合条例第5号。以下「改正条例」という。）附則第2条の規定による勤務延長（改正条例による改正後のふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和59年ふじみ衛生組合条例第4号。以下この条及び附則第4条において「新条例」という。）第4条の規定により引き続いて勤務させることをいう。）について準用する。

2 改正条例附則第2条第2項の組合規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（新条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、改正条例による改正前のふじみ衛生組合職員の定年等に関する条例（次項において

「旧条例」という。)第3条に規定する定年)を超える職(当該職に係る定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

3 改正条例附則第2条第2項の組合規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年(同日が令和5年3月31日である場合には、旧条例第3条に規定する定年)に達している職員とする。

(暫定再任用)

第3条 改正条例附則第3条第1項及び第2項並びに改正条例附則第4条第1項及び第2項の組合規則で定める情報は、これらの規定に規定する者についての次に掲げる情報とする。

- (1) 人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績
- (2) 暫定再任用(改正条例附則第3条第1項若しくは第2項又は改正条例附則第4条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下この条において同じ。)を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

2 改正条例附則第3条第5項又は改正条例附則第4条第3項において準用する改正条例附則第3条第5項に規定する職員の同意は、書面によって行うものとする。

3 管理者は、暫定再任用を行う場合又は改正条例附則第3条第3項若しくは改正条例附則第4条第3項において準用する改正条例附則第3条第3項の規定により任期を更新する場合には、職員に対し、その旨を明示した発令通知書等を交付するものとする。

(改正条例附則第8条の組合規則で定める短時間勤務の職、組合規則で定める者及び定年前再任用短時間勤務職員)

第4条 改正条例附則第8条の組合規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における定年相当年齢(新条例第13条に規定する短時間勤務の職(以下この条において「短時間勤務の職」という。)を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例第3条に規定する定年をいう。以下この条において同じ。)が基準日の前日における定年相当年齢を超える短時間勤務の職(当該職に係る定年相当年齢が新条例第3条に規定する定年であるものに限る。)とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正条例附則第8条の組合規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している者とする。

る。

- 3 改正条例附則第8条の組合規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（同条に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。）とする。